

山形県立夜間中学設置基本計画 【概要】

I 夜間中学の概要と本県における夜間中学の必要性

1 夜間中学とは

- 夜間中学は、学校教育法に規定された中学校であり、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、他国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒を対象として、夕方以降の時間帯に授業が行われる学校である

2 国の動向

- 政府の方針として、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進することが示されている（第4期教育振興基本計画）
- 41 都道府県・指定都市に 62 校設置されている（令和7年4月現在）

3 本県における夜間中学設置の必要性

- 「教育機会確保法」の趣旨と以下の状況から、夜間中学の設置が必要である
 - ・ 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方が 15,894 名（令和2年国勢調査）
 - ・ 小中学校における不登校児童生徒数の増加（令和6年度 小：849 名、中：1,494 名）
 - ・ 在住外国人人口が年々増加（令和5年度 9,111 名）
 - ・ 夜間中学ニーズ調査（令和7年6月実施）
 - 夜間中学で学んでみたい（14 件）
 - 夜間中学について知らせたい人が身近にいる（17 件）

II 県立夜間中学の設置に向けた基本方針

1 夜間中学設置の基本的な考え方

- 県立でパイロット的に設置し、定時制高校での夜間の学校運営も活かしつつノウハウを蓄積し、生徒数が増加するなどのニーズが高まった場合には、市町村に対しそのノウハウ等を提供し、設置検討が進められるようにする

2 目指す学校像

- 生徒が自己肯定感を高め、社会的・精神的に充実した生活を送ることができるよう、多様な仲間と共に学び合いながら、一歩ずつ前進し、達成感が得られる学校

3 学校づくりの視点

- 個性や多様性の尊重
- 「わかった」「できた」が実感できる授業

III 本県における夜間中学の概要

1 設置場所

- 山形県立霞城学園高等学校校舎内（山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラルビル内）

2 開校時期

- 令和9年4月

3 対象となる生徒

- 山形県内に居住し、以下のいずれかに該当する方
 - ・ 様々な理由で義務教育を修了せずに学齢期を経過した方
 - ・ 不登校等で十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方
 - ・ 日本の義務教育を受けることを希望する学齢期を経過した外国籍の方

4 学校の体制

- 学級数は1学年1学級とし、3学年編成とする
- 生徒数は1学年33名を上限とする

5 教育課程等

- 中学校学習指導要領に基づき、生徒の学びの状況に応じた特別の教育課程を編成する
 - ・ 月曜日から金曜日まで週5日間、40分の授業を1日4時間実施（週20時間、1年間の総授業時数700時間程度）
 - ・ 登校時刻は17時頃、下校時刻は21時頃
 - ・ 開設する教科等は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭科、外国語（英語）、総合、道徳とし、日課にホームルームを設定
 - ・ 3学期制とし、夏季休業等を設定
 - ・ 学校行事等を実施
 - ・ 食事は補食給食を提供

【日課表の例】

	月	火	水	木	金
17:20～	ホームルーム（5分）				
17:30～	国	数	英	社	理
18:10～	休憩・補食給食（20分）				
18:30～	英	社	理	数	国
19:20～	数	音	国	英	総合
20:10～	美	国	保体	技家	道徳
20:50～	ホームルーム（5分）				

6 入学・進級・卒業

- 入学の可否については、入学希望者と面接を行い、入学希望理由等を確認したうえで、校長が判断する
- 4月の入学を基本とし、生徒の状況に合わせて、年度途中や第2・3学年の入学も校長が許可する
- 進級・卒業は3月末とする
- 修業年限は3年を基本とし、希望や学習状況等を踏まえ、4年以上の在籍も校長が許可する

7 授業料等

- 授業料は無償とし、教科書も無償で給与（学用品や補食給食費、学校行事等に係る実費は自己負担）

8 通学区域

- 通学区域は県下一円

9 その他

- 様々な背景をもつ生徒が、社会に貢献できる力を高めるため、商工団体、国際交流団体、市町村の福祉部局等と連携する
- 県民の理解促進と、入学対象者にその存在を知ってもらうため、市町村や関係団体と連携して周知する